



# 島根県報

平成19年12月25日 (火)

第 1,943 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 告 示

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	1
生活保護法の規定による指定医療機関の名称変更の届出	( " )	1
生活保護法の規定による介護機関の指定	( " )	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	( " )	2
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	3
道路の供用開始	( " )	5
平成18年度島根県歳入歳出決算	(審 査 課)	6

### 公 告

肥料の登録の更新	(農 畜 産 振 興 課)	23
----------	---------------	----

### 人委規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則		23
--------------------------	--	----

### 人委訓令

職員の勤務時間に関する規程の一部改正		23
--------------------	--	----

## 告 示

### 島根県告示第1056号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成19年12月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ウェルネス薬局 大塚店	出雲市大塚町750 - 1	平成19年12月3日

### 島根県告示第1057号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成19年12月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
ドラッグストアサンデー江津店	順天堂薬局サンデー江津店	江津市嘉久志町2425 - 19	平成19年12月1日
ドラッグストアサンデー浜田店	順天堂薬局サンデー浜田店	浜田市田町116 - 6	平成19年12月1日

島根県告示第1058号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成19年12月25日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
有限会社 ケアサービス出雲	出雲市今市町947 - 1	通所介護	えきまえデイサービス夢のむら	出雲市今市町947 - 1	平成19年11月20日
有限会社 ケアサービス出雲	出雲市今市町947 - 1	介護予防通所介護	えきまえデイサービス夢のむら	出雲市今市町947 - 1	平成19年11月20日
社会福祉法人 益田市社会福祉協議会	益田市須子町3番1号	通所介護	匹見指定もみじ通所介護事業所	益田市匹見町匹見イ1208	平成19年11月20日
社会福祉法人 益田市社会福祉協議会	益田市須子町3番1号	介護予防通所介護	匹見指定もみじ通所介護事業所	益田市匹見町匹見イ1208	平成19年11月20日
株式会社MASA商事	浜田市笠柄町125番地	訪問看護	なのはな訪問看護ステーション	浜田市高佐町532番地2	平成19年12月1日
株式会社MASA商事	浜田市笠柄町125番地	介護予防訪問看護	なのはな訪問看護ステーション	浜田市高佐町532番地2	平成19年12月1日
有限会社 フクオカ・クリニカル・ファーマシー	福岡県北九州市八幡西区本城東二丁目4番1号	居宅療養管理指導	タカサキ薬局 周布店	浜田市治和町イ111 - 5	平成19年11月1日
有限会社 フクオカ・クリニカル・ファーマシー	福岡県北九州市八幡西区本城東二丁目4番1号	介護予防居宅療養管理指導	タカサキ薬局 周布店	浜田市治和町イ111 - 5	平成19年11月1日

島根県告示第1059号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成19年12月25日

島根県知事 溝口 善兵衛

事 業 者		廃止する事業	事 業 所		廃 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
有限会社 フクオカ・クリニカル・ファーマシー	福岡県北九州市八幡西区本城東二丁目4番1号	居宅療養管理指導	タカサキ薬局 周布店	浜田市治和町口518	平成19年10月31日
有限会社 フクオカ・クリニカル・ファーマシー	福岡県北九州市八幡西区本城東二丁目4番1号	介護予防居宅療養管理指導	タカサキ薬局 周布店	浜田市治和町口518	平成19年10月31日
医療法人浜崎整形外科医院	安来市南十神町32-3	居宅療養管理指導	医療法人浜崎整形外科医院	安来市南十神町32-3	平成19年10月31日
医療法人浜崎整形外科医院	安来市南十神町32-3	介護予防居宅療養管理指導	医療法人浜崎整形外科医院	安来市南十神町32-3	平成19年10月31日

島根県告示第1060号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年12月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道 路 の 区 域			管轄する地方機関の名称	備 考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
一般国道	432号	松江市八雲町東岩坂1703番地先から同1708番地先まで	前	メートル 5.00～ 5.50	メートル 40.00	松江県土整備事務所	道路改良工事 拡幅
			後	8.00	40.00		
"	"	松江市八雲町日吉281番4地先から同282番16地先まで	前	15.00～ 19.00	53.00	松江県土整備事務所	道路改良工事 減幅
			後	9.00～ 15.00	53.00		
"	"	仁多郡奥出雲町亀嵩1368番1地先から同1111番2地先まで	前	11.00～ 16.00	165.00	雲南県土整備事務所仁多土木事業所	道路改良工事 拡幅
			後	11.00～ 16.50	165.00		
"	375号	邑智郡美郷町上野1177番12地先から同1177番13地先まで	前	7.50～ 9.50	9.00	県央県土整備事務所	災害復旧工事 拡幅
			後	10.00～ 10.50	9.00		
"	"	邑智郡美郷町上野1158番13地先から同地先まで	前	6.00	27.00	県央県土整備事務所	災害復旧工事 拡幅
			後	6.00～	27.00		

					7.50		
県道	講武古江線	松江市鹿島町北講武橋上118番1地先から同町名分中畔919番地先まで	前	A	3.50~10.80	758.00	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。  道路改良工事 ダブルウェイ
			後	A	3.50~10.80	758.00	
				B	8.50~16.00	734.00	
"	"	松江市鹿島町名分中畔919番地先から同町名分馬田1003番5地先まで	前		4.20~13.00	627.10	道路改良工事
			後		9.00~30.00	627.10	拡幅
"	"	松江市鹿島町北講武橋上118番1地先から同町名分中畔919番地先まで	前	A	3.50~17.10	759.50	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。  ダブルウェイ解消 市道移管
				B	8.50~16.00	734.00	
			後	B	8.50~16.00	734.00	
"	多胡鼻線	松江市島根町多古1655番2地先から同119番3地先まで	前	A	5.00~9.00	200.00	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。  ダブルウェイ解消 市道移管
				B	10.00~12.00	120.00	
			後	B	10.00~12.00	120.00	
"	"	松江市島根町多古1869番地先から同1666番2地先まで	前	A	5.00~24.00	220.00	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。  ダブルウェイ解消 市道移管
				B	9.00~10.00	143.00	
			後	B	9.00~10.00	143.00	
"	大野魚瀬恵曇線	松江市魚瀬町1945番1地先から同市秋鹿町1936番地先まで	前	A	3.00~11.40	2,060.00	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。  道路改良工事 ダブルウェイ
		松江市魚瀬町1945番1地先から同市秋鹿町1121番3地先まで		A	3.00~11.40	2,060.00	
			後	B	6.50~35.00	1,900.00	
"	川本波多線	雲南市掛合町波多2231番83地先から同2231番81地先まで	前		23.60~26.00	25.00	雲南県土整備事務所 災害復旧工事 拡幅
			後		23.60~39.10	25.00	
"	温泉津川本線	邑智郡川本町大字三原875番1地先から同町大字川下2383番8地先	前		33.00~60.00	39.00	県央県土整備事務所 不用物件発生 減幅
			後		32.00~	39.00	

		まで		60.00			払下げ
"	川本美郷線	邑智郡川本町大字川本2655番1地先から同地先まで	前	3.00~6.00	13.00		災害復旧工事
			後	6.00~7.50	13.00		拡幅
"	静間久手停車場線	大田市烏井町烏井字明年峠1526番4地先から同1526番5地先まで	前	5.70	25.00	県央県土整備事務所大田事業所	災害復旧工事
			後	5.70~15.00	25.00		拡幅
"	美川周布線	浜田市穂出町口280番2地先から同地先まで	前	6.00~22.50	136.00	浜田県土整備事務所	道路改良工事
			後	6.00~25.00	136.00		拡幅

島根県告示第1061号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年12月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	432号	松江市八雲町東岩坂1703番地先から同1708番地先まで	メートル 40.00	平成19年12月25日	松江県土整備事務所	
"	"	仁多郡奥出雲町亀高1368番1地先から同1111番2地先まで	165.00	平成19年12月25日	雲南県土整備事務所仁多土木事業所	
"	375号	邑智郡美郷町上野1177番12地先から同1177番13地先まで	9.00	平成19年12月25日	県央県土整備事務所	
"	"	邑智郡美郷町上野1158番13地先から同地先まで	27.00	平成19年12月25日		
県道	講武古江線	松江市鹿島町北講武橋上118番1地先から同町名分馬田1003番5地先まで	1,361.10	平成19年12月25日		
"	松江鹿島美保関線	松江市鹿島町片匂206番1地先から同462番4地先まで	375.00	平成19年12月25日	松江県土整備事務所	
"	八重垣神社八雲線	松江市佐草町228番地先から同町417番2地先まで	85.00	平成19年12月25日		
"	川本波多線	雲南市掛合町波多2231番83地先から同2231番81地先まで	25.00	平成19年12月25日	雲南県土整備事務所	
"	出雲イン	出雲市知井宮町2410番8地先から同町	47.10	平成19年	出雲県土整	

	ター線	1798番2地先まで		12月25日	備事務所	
"	静間久手停車場線	大田市鳥井町鳥井字明年峠1526番4地先から同1526番5地先まで	25.00	平成19年12月25日	県央県土整備事務所大田事業所	
"	"	大田市鳥井町鳥井字八幡原471番6地先から同497番6地先まで	209.00	平成19年12月25日		
"	跡市波子停車場線	江津市波子町口331番2地先から同町口95番6地先まで	93.00	平成19年12月25日	浜田県土整備事務所	
"	波佐芸北線	浜田市金城町波佐イ1241番4地先から同イ1244番3地先まで	314.40	平成19年12月25日		
"	美川周布線	浜田市穂出町口280番2地先から同地先まで	136.00	平成19年12月25日		
"	"	浜田市穂出町口280番2地先から同町口127番地先まで	223.00	平成19年12月25日		
"	弥栄旭インター線	浜田市金城町小国八404番内2地先から同八279番2地先まで	160.00	平成19年12月25日		
"	津和野田万川線	鹿足郡津和野町長福火ノ口238番2地先から同町長福上ヶ原2番4地先まで	980.00	平成19年12月27日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	
"	"	鹿足郡津和野町中山中曾利744番3地先から同町中山745番地先まで	125.00	平成19年12月27日		
"	西ノ島海士線	隠岐郡西ノ島町大字宇賀719番4地先から同794番地先まで	258.40	平成19年12月25日	隠岐支庁県土整備局	

島根県告示第1062号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、平成19年12月14日に島根県議会で認定された平成18年度島根県歳入歳出決算及び監査委員の審査意見を次のとおり公表する。

平成19年12月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

平成18年度島根県歳入歳出決算

一般会計

(単位：円)

歳 入			歳 出		
款	項	収入 済 額	款	項	支出 済 額
1 県 税		61,275,828,044	1 議 会 費		934,179,366
	1 県 民 税	14,426,219,822		1 議 会 費	934,179,366
	2 事 業 税	17,626,319,736	2 総 務 費		22,509,545,769
	3 地 方 消 費 税	7,393,950,222		1 総 務 管 理 費	11,675,476,484
	4 不 動 産 取 得 税	1,321,481,101		2 企 画 費	4,299,411,466

	5 県たばこ税	1,300,494,948		3 徴 税 費	2,751,582,347
	6 ゴルフ場 利 用 税	186,961,925		4 市町村振興費	1,869,183,809
	7 自 動 車 税	9,212,744,349		5 選 挙 費	300,000,809
	8 鉦 区 税	2,122,200		6 防 災 費	946,154,592
	11 自動車取得税	2,252,580,400		7 統 計 調 査 費	382,647,043
	12 軽油引取税	6,680,525,705		8 人 事 委 員 会 費	109,506,625
	13 狩 獵 税	45,019,600		9 監 査 委 員 費	175,582,594
	14 核 燃 料 税	677,382,600	3 民 生 費		33,526,173,428
	15 産 業 廃 棄 物 減 量 税	149,907,467		1 社 会 福 祉 費	23,897,670,323
	16 旧法による税	117,969		2 児 童 福 祉 費	8,138,682,133
2 地方消費税金 清 算 金		14,449,890,872		3 生 活 保 護 費	1,479,913,046
1 地方消費税金 清 算 金		14,449,890,872		4 災 害 救 助 費	9,907,926
3 地方譲与税		15,932,830,237	4 衛 生 費		20,502,942,308
1 所得譲与税		12,824,104,237		1 公 衆 衛 生 費	11,146,692,101
2 地 方 道 路 譲 与 税		2,796,206,000		2 環 境 衛 生 費	269,839,365
3 石 油 ガ ス 譲 与 税		219,414,000		3 保 健 所 費	1,854,089,047
4 航 空 機 燃 料 譲 与 税		93,106,000		4 医 薬 費	1,313,405,807
4 地方特例 交 付 金		330,146,000		5 環 境 費	1,672,210,026
1 地方特例 交 付 金		330,146,000		6 病 院 費	4,246,705,962
5 地方交付税		183,378,601,000	5 労 働 費		1,591,016,757
1 地方交付税		183,378,601,000		1 労 政 費	568,920,604
6 交通安全対策 特 別 交 付 金		314,652,000		2 職 業 訓 練 費	905,780,188
1 交通安全対策 特 別 交 付 金		314,652,000		4 労 働 委 員 会 費	116,315,965
7 分担金及び 負 担 金		4,331,839,091	6 農 林 水 産 業 費		45,816,484,669
1 分 担 金		494,731,281		1 農 業 費	7,946,032,505
2 負 担 金		3,837,107,810		2 畜 産 業 費	2,416,574,112
8 使用料及び 手 数 料		5,319,764,910		3 農 地 費	18,139,135,352
1 使 用 料		3,845,184,598		4 林 業 費	10,279,769,535

	2 手 数 料	1,474,580,312		5 水 産 業 費	7,034,973,165
9 国庫支出金		85,364,575,222	7 商 工 費		48,810,005,126
	1 国庫負担金	24,353,374,665		1 商 業 費	44,175,604,165
	2 国庫補助金	59,139,202,425		2 工 鉱 業 振 興 費	4,132,967,961
	3 委 託 金	1,871,998,132		3 観 光 費	501,433,000
10 財 産 収 入		4,516,973,341	8 土 木 費		99,786,668,691
	1 財産運用収入	1,062,050,510		1 土 木 管 理 費	10,706,352,255
	2 財産売却収入	3,454,922,831		2 道 路 橋 梁 費	52,778,864,046
11 寄 附 金		899,138		3 河 川 海 岸 費	21,264,216,203
	1 寄 附 金	899,138		4 港 湾 費	5,020,730,192
12 繰 入 金		12,667,672,878		5 都 市 計 画 費	8,710,249,348
	1 特 別 会 計 繰 入 金	3,301,054,862		6 住 宅 費	1,306,256,647
	2 基金繰入金	9,366,618,016	9 警 察 費		20,997,904,978
13 繰 越 金		6,218,752,844		1 警 察 管 理 費	19,433,613,186
	1 繰 越 金	6,218,752,844		2 警 察 活 動 費	1,564,291,792
14 諸 収 入		66,856,574,389	10 教 育 費		94,662,284,109
	1 延滞金・加算金及び過料	135,302,455		1 教 育 総 務 費	10,813,305,110
	2 県預金利子	196,203,477		2 小 学 校 費	30,848,805,115
	3 公営企業貸付金元利収入	6,664,089,138		3 中 学 校 費	16,491,725,314
	4 貸付金元利収入	54,106,395,861		4 高 等 学 校 費	18,764,153,645
	5 受託事業収入	701,290,859		5 特 殊 学 校 費	7,204,355,278
	6 収益事業収入	2,131,273,900		6 大 学 費	2,481,181,059
	7 利子割精算金収入	4,719,572		7 社 会 教 育 費	4,612,026,710
	8 雑 入	2,917,299,127		8 保 健 体 育 費	726,118,711
15 県 債		73,032,000,000		9 教 育 文 化 費	2,720,613,167
	1 県 債	73,032,000,000	11 災 害 復 旧 費		10,831,685,154
				1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	2,712,095,709
				2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	8,093,215,845



		3 文教施設災害復旧費	5,223,300
		4 県有施設等災害復旧費	21,150,300
	12 公債費		103,294,015,740
		1 公債費	103,294,015,740
	13 諸支出金		24,348,325,535
		1 普通財産取得費	16,835,904
		2 ゴルフ場利用税交付金	128,972,000
		3 自動車取得税交付金	1,499,403,000
		4 公営企業貸付金	4,412,296,247
		5 公営企業補助金	2,446,737,079
		7 公営企業出資金	672,000,000
		8 利子割交付金	296,810,000
		9 利子割精算金	117,433
		11 地方消費税交付金	7,245,311,000
		12 地方消費税清算金	7,302,586,872
		13 配当割交付金	181,927,000
		14 株式等譲渡所得割交付金	145,329,000
	14 予備費		0
		1 予備費	0
歳入合計	533,990,999,966	歳出合計	527,611,231,630
歳入歳出差引残額 6,379,768,336 円			

特別会計

島根県証紙特別会計

歳入			歳出		
款	項	収入済額	款	項	支出済額
1 証紙収入		4,089,326,990	1 一般会計繰出金		3,988,712,001
	1 証紙収入	3,988,512,800		1 一般会計繰出金	3,988,712,001
	2 繰越金	100,814,190	2 返還金		2,135,800

			1 返 還 金	2,135,800
歳 入 合 計	4,089,326,990	歳 出 合 計	3,990,847,801	
歳 入 歳 出 差 引 残 額		98,479,189 円		

島根県市町村振興資金特別会計

歳 入			歳 出		
款	項	収入 済 額	款	項	支出 済 額
1 市町村振興資金収入		8,579,968,642	1 市町村振興資金		3,354,025,000
	1 諸 収 入	4,815,358,411		2 市町村振興資金貸付金	904,100,000
	3 繰 越 金	3,764,610,231		4 一般会計操出金	2,449,925,000
歳 入 合 計		8,579,968,642	歳 出 合 計		3,354,025,000
歳 入 歳 出 差 引 残 額		5,225,943,642 円			

島根県農林漁業改善資金特別会計

歳 入			歳 出		
款	項	収入 済 額	款	項	支出 済 額
1 農業改良資金収入		169,411,907	1 農業改良資金		108,769,150
	2 繰 入 金	13,476,000		1 農業改良資金	108,769,150
	3 繰 越 金	95,675,378	2 林業改善資金		70,787,097
	4 諸 収 入	36,356,529		1 林業改善資金	70,787,097
	5 県 債	23,904,000		3 林業就業促進資金	
2 林業改善資金収入		91,076,186	1 林業就業促進資金		15,160,000
	2 繰 入 金	787,097	4 沿岸漁業改善資金		80,165,791
	3 繰 越 金	65,292,776		1 沿岸漁業改善資金	80,165,791
	4 諸 収 入	24,996,313			
3 林業就業促進資金収入		70,746,424			
	2 繰 入 金	4,214,000			
	3 繰 越 金	16,745,996			
	4 諸 収 入	49,786,428			

4	沿岸漁業改善 資金収入		360,743,034		
		2 繰入金	905,791		
		3 繰越金	306,287,291		
		4 諸収入	53,549,952		
歳入合計			691,977,551	歳出合計	274,882,038
歳入歳出差引残額 417,095,513 円					

## 島根県母子寡婦福祉資金特別会計

歳 入			歳 出			
款	項	収入済額	款	項	支出済額	
1	母子寡婦福祉 資金収入	492,689,322	1	母子寡婦 福祉資金	179,940,173	
		1 繰入金		9,545,127	1 母子寡婦 福祉資金	179,940,173
		2 繰越金		295,999,710		
		3 諸収入		187,144,485		
歳入合計		492,689,322	歳出合計		179,940,173	
歳入歳出差引残額 312,749,149 円						

## 島根県中小企業近代化資金特別会計

歳 入			歳 出			
款	項	収入済額	款	項	支出済額	
1	中小企業近代 化資金収入	4,887,402,501	1	中小企業 近代化資金	2,844,836,946	
		2 繰入金		78,282,008	1 総務費	23,026,129
		3 繰越金		1,795,345,200	2 中小企業近代 化資金貸付金	524,726,008
		4 諸収入		3,013,775,293	3 公債費	1,479,849,947
				4 一般会計 繰出金	817,234,862	
歳入合計		4,887,402,501	歳出合計		2,844,836,946	
歳入歳出差引残額 2,042,565,555 円						

## 島根県立中海水中貯木場特別会計

歳 入			歳 出		
款	項	収入 済 額	款	項	支出 済 額
1 中海水中貯木場収入		12,640,129	1 中海水中貯木場費		11,990,439
	1 使用料及び手数料	12,277,125		1 中海水中貯木場費	11,990,439
	3 繰越金	363,004			
歳入合計		12,640,129	歳出合計		11,990,439
歳入歳出差引残額			649,690円		

## 島根県臨港地域整備特別会計

歳 入			歳 出			
款	項	収入 済 額	款	項	支出 済 額	
1 港湾整備事業収入		636,708,943	1 港湾整備事業費		636,708,943	
	1 使用料及び手数料	177,686,631		1 管理費	92,490,435	
	3 繰入金	132,789,913			2 港湾建設費	84,584,000
	4 諸収入	4,620,370			3 公債費	459,634,508
	5 県債	254,400,000		2 漁港整備事業費		49,098,400
	6 財産収入	67,212,029			1 漁港建設費	48,000,000
2 漁港整備事業収入		49,098,400	2 公債費		1,098,400	
	1 県債	48,000,000				
	6 借入金	1,098,400				
歳入合計		685,807,343	歳出合計		685,807,343	
歳入歳出差引残額			0円			

## 島根県流域下水道特別会計

歳 入			歳 出		
款	項	収入 済 額	款	項	支出 済 額
1 宍道湖流域下水道事業収入		5,318,254,114	1 宍道湖流域下水道事業費		3,934,777,282

1	分担金及び負担金	1,794,578,773	1	流域下水道管理費	1,363,327,075
2	国庫支出金	829,000,000	2	流域下水道建設費	1,377,705,789
3	繰入金	511,771,965	3	公債費	1,193,744,418
4	借入金	64,318,855			
5	繰越金	1,330,624,088			
6	諸収入	54,141,043			
7	県債	732,100,000			
8	使用料及び手数料	1,719,390			
歳入合計		5,318,254,114	歳出合計		3,934,777,282
歳入歳出差引残額 1,383,476,832 円					

島 根 県 営 住 宅 特 別 会 計

歳 入			歳 出		
款	項	収入済額	款	項	支出済額
1	県営住宅事業収入	2,886,866,733	1	県営住宅事業費	2,867,108,383
	1 分担金及び負担金	3,706,000		1 住宅管理費	1,179,696,850
	2 使用料及び手数料	1,265,270,260		2 住宅建設費	835,018,590
	3 国庫支出金	584,182,000		3 公債費	852,392,943
	4 財産収入	65,890,020			
	5 繰入金	528,922,352			
	6 繰越金	45,774,229			
	7 諸収入	12,921,872			
	8 県債	380,200,000			
歳入合計		2,886,866,733	歳出合計		2,867,108,383
歳入歳出差引残額 19,758,350 円					

島 根 県 公 債 管 理 特 別 会 計

歳 入			歳 出		
款	項	収 入 済 額	款	項	支 出 済 額
1	繰 入 金	103,121,936,668	1	公 債 費	103,121,936,668
	1 一 般 会 計 繰 入 金	103,121,936,668		1 公 債 費	103,121,936,668
歳 入 合 計		103,121,936,668	歳 出 合 計		103,121,936,668
歳 入 歳 出 差 引 残 額			0 円		

平成18年度島根県歳入歳出決算審査意見

島根県監査委員

第1 審査の結果

1 決算計数の確認

平成18年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書等は、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、その計数は正確であることを確認した。

2 決算の概要

平成18年度の決算の状況は次のとおりである。

一般会計の歳入決算額は5,339億9,099万9,966円で、歳出決算額は5,276億1,123万1,630円であり、歳入歳出の差引額は63億7,976万8,336円であった。

さらに、これから翌年度へ繰り越すべき財源の35億413万円を差し引いた実質収支額は28億7,563万8,336円の黒字であった。

特別会計は10の会計があるが、各会計を単純に合算した歳入決算額は1,307億6,686万9,993円で、歳出決算額は1,212億6,615万2,073円であり、歳入歳出の差引額は95億71万7,920円となり、これから翌年度へ繰り越すべき財源の5,476万300円を差し引いた実質収支額は94億4,595万7,620円の黒字であった。

(単位：円)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計
歳 入 決 算 額	533,990,999,966	130,766,869,993
歳 出 決 算 額	527,611,231,630	121,266,152,073
歳 入 歳 出 差 引 額 = -	6,379,768,336	9,500,717,920
翌年度へ繰り越すべき財源	3,504,130,000	54,760,300
実 質 収 支 額 = -	2,875,638,336	9,445,957,620

3 財政の運営状況

平成18年度の県全体の財政運営の状況については、一般会計と特別会計（流域下水道特別会計など企業の経営を行うべき3つの特別会計を除く。）との会計間の繰入・繰出の重複額を控除して合算した純計額である普通会計の決算状況によることとする。なお、平成18年度から減債基金の満期一括勘定に計上された基金24億6,456万円余は、公

債費として計上されている。

(1) 収支の状況

歳入総額は、5,403億2,109万円余と前年度に対し3.9%の減、歳出総額は、5,258億6,445万円余で前年度に対し4.3%の減となった。

歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は、144億5,663万円余であり、翌年度繰越財源の96億8,715万円余を差し引いた実質収支は、47億6,948万円余の黒字であった。

実質収支から前年度実質収支23億1,114万円余を差し引いた単年度収支は、24億5,834万円余の黒字となった。

単年度収支に公債費を任意に繰上げ償還した17億9,917万円余を加えた実質単年度収支は、42億5,751万円余の黒字であり、前年度に比べ35億3,616万円余減少した。

(単位：千円・%)

区 分	平成18年度 (A)	平成17年度 (B)	増 減 額 (C) = (A) - (B)	増 減 率 (C)/(B)
歳 入 総 額	540,321,092	562,441,520	22,120,428	3.9
歳 出 総 額	525,864,453	549,775,942	23,911,489	4.3
形 式 収 支 = -	14,456,639	12,665,578	1,791,061	14.1
翌 年 度 繰 越 財 源 額	9,687,151	10,354,432	667,281	6.4
実 質 収 支 = -	4,769,488	2,311,146	2,458,342	106.4
単 年 度 収 支 = - H17	2,458,342	313,677	2,144,665	683.7
財 政 調 整 基 金 積 立 額	920	928	8	0.9
公 債 費 繰 上 償 還 額	1,799,172	7,480,000	5,680,828	75.9
財 政 調 整 基 金 取 崩 額	920	928	8	0.9
実 質 単 年 度 収 支 = + + -	4,257,514	7,793,677	3,536,163	45.4

(2) 歳入の状況

歳入の状況は、付表7のとおりであるが、主なものは次のとおりである。

県税は684億2,313万円余であり、前年度に比べ11億4,847万円余(1.7%)の増となった。

これは、分割基準の見直し等により法人事業税が前年度に比べ5億5,456万円余、定率減税の縮小等により個人県民税が前年度に比べ7億6,967万円余がそれぞれ増加したことなどによるものである。

地方譲与税は159億3,283万円余であり、前年度に比べ87億4,431万円余(121.6%)の増となった。

これは、国庫補助負担金の見直しに伴う代替措置として平成16年度に創設された所得譲与税88億714万円余の増などによるものである。

地方特例交付金は3億3,014万円余であり、前年度に比べ50億7,524万円余(93.9%)の減となった。

これは、国庫補助負担金の見直しに伴う代替措置として平成16年度に創設された税源移譲予定特例交付金49億

1,370万円余の減などによるものである。

地方交付税と臨時財政対策債の合計額は2,020億4,780万円余であり、前年度に比べ69億8,710万円余( 3.3% )の減となった。

これは、国の地方財政対策等の結果によるものである。

国庫支出金は859億4,875万円余であり、前年度に比べ99億2,412万円余( 10.4% )の減となった。

これは、義務教育費国庫負担金の一般財源化等に伴う33億670万円余及び公共事業費の縮減に伴う公共関連24億1,564万円余の減などによるものである。

地方債は734億3,610万円余であり、前年度に比べ162億7,769万円余( 18.1% )の減となった。

これは、公共事業の縮減や大規模プロジェクト事業費の減等による一般単独事業債の発行額の117億3,780万円の減や一般公共事業債の発行額の18億3,410万円の減などによるものである。

(3) 歳出の状況

歳出の状況は、付表8及び付表9のとおりであるが、主なものは次のとおりである。

目的別歳出の状況

災害復旧費は109億8,245万円余で、前年度に比べ75億9,682万円余( 224.4% )の増となった。

これは、公共土木施設災害復旧費60億904万円余の増などによるものである。

農林水産業費は461億3,930万円余で、前年度に比べ76億1,573万円余( 14.2% )の減、土木費は1,024億1,384万円余で、前年度に比べ91億8,481万円余( 8.2% )の減となった。

これは、いずれも公共事業費の縮減などによるものである。

教育費は950億9,600万円余で、前年度に比べ93億9,900万円余( 9.0% )の減となった。

これは、古代出雲歴史博物館整備事業費45億9,314万円余の減、高等学校校舎等整備事業費32億4,625万円余の減などによるものである。

公債費は1,056億4,834万円余で、前年度に比べ778万円余( 0.0% )の減となった。

性質別歳出の状況

義務的経費である人件費は1,269億9,162万円余であり、前年度に比べ3億2,431万円余( 0.3% )の減となった。

これは、職員の定員の削減等により人件費の縮減を進めたことによるものである。

また、扶助費は80億2,785万円余であり、前年度に比べ2億6,943万円余( 3.5% )の増となった。

これは、障害児施設給付事業15億4,150万円余の増などによるものである。

投資的経費である普通建設事業費は1,246億8,785万円余であり、前年度に比べ368億3,630万円余( 22.8% )の減となった。

これは、国庫補助公共事業費の縮減等による116億7,400万円余の減のほか、土地開発基金事業費74億2,607万円余の減など単独事業費の大幅な減によるものである。

(4) 財政分析指標等の状況

決算の状況を分析してみると次のとおりである。

財 政 分 析 指 標 等 の 状 況

指 標	単 位	島 根 県				全 国 平 均	
		H18	順位	H17	順位	H18	H17
財 政 力 指 数	-	0.22688	47	0.21059	47	0.46365	0.42778
経 常 収 支 比 率	%	94.1	30	88.6	3	93.4	92.8
公 債 費 負 担 比 率	%	31.4	47	31.0	47	21.4	21.7
起 債 制 限 比 率	%	16.5	47	16.6	45	12.3	12.4



実質公債費比率	%	18.1	44	17.9	43	14.4	14.5
県民1人当たり地方債現在高	千円	1,397	47	1,417	47	736	731
積立基金現在高	百万円	85,452	11	92,227	10	83,150	82,069

注：(1) 順位は、良好な状況の順である。

(2) 経常収支比率は、臨時財政対策債、減税補てん債を含む。

(3) 県民1人当たり地方債現在高は、平成17年国調人口による。

(4) 積立基金現在高は、減債基金のうち満期一括勘定分を含まないものである。

財政力指数 (H16～H18平均)

本県は0.22688で前年度に比べ0.01629ポイント上昇したが、全国では47番目である。

経常収支比率

本県は94.1%で全国では30番目となり、前年度に比べ5.5ポイント悪化し一段と財政構造の硬直化が進んでいる。

公債費負担比率

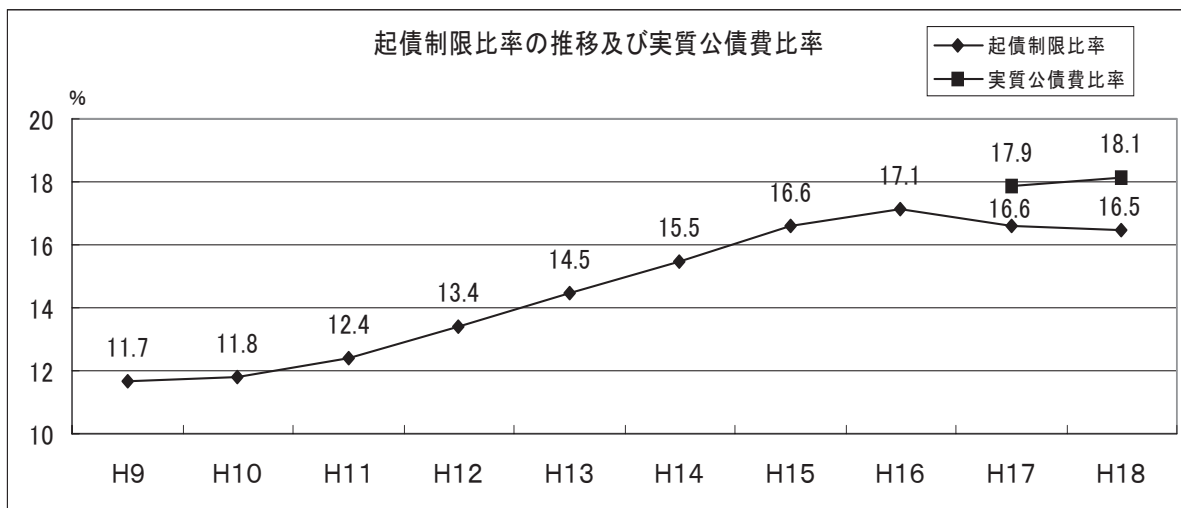
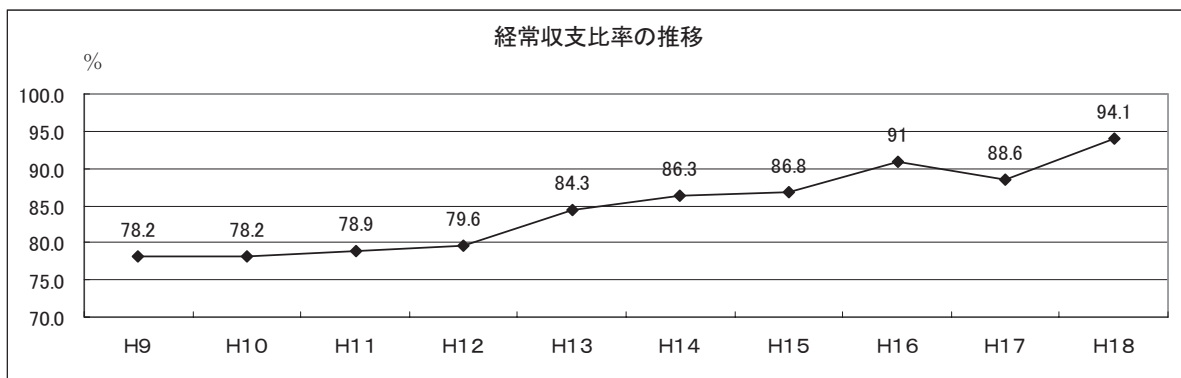
本県は31.4%で前年度に比べ0.4ポイント悪化し全国では47番目であり、財政硬直化の大きな原因となっている。

起債制限比率 (H16～H18平均)

本県は16.5%で前年度に比べ0.1ポイント改善したが、全国では47番目であり、警戒ラインとされる15%を超えた状況が続いている。

実質公債費比率 (H16～H18平均)

本県は18.1%で前年度に比べ0.2ポイント悪化し全国では44番目となり、地方債の発行に当たって国の許可が必要となる18%を超えた。



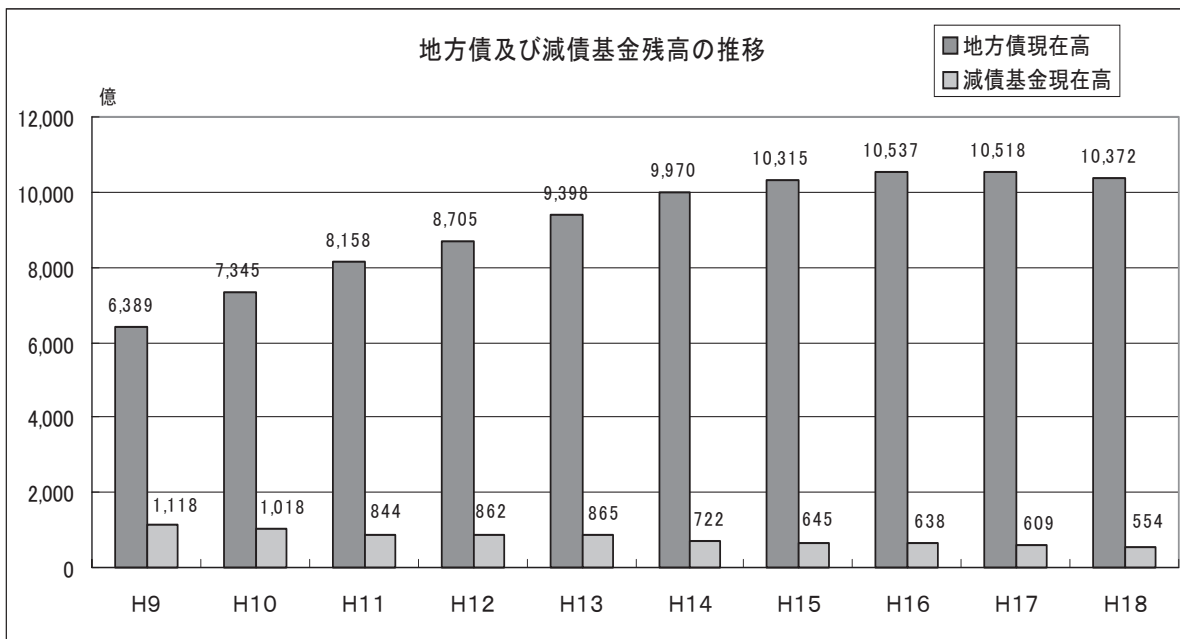
地方債現在高

地方債現在高は、1兆372億2,992万円余で前年度に比べ145億3,660万円余（ 1.4%）の減となったが、歳出決算額の2.0倍となっている。

県民1人当たりで試算すると、139万円余となり、前年度に比べ2万円減少したが、全国で最も高い状況が続いている。

積立基金現在高

財政調整基金が46億5,240万円余、減債基金が554億996万円余（減債基金578億7,453万円余から満期一括勘定分24億6,456万円余を控除した額）、その他の基金が253億9,016万円余で合計854億5,254万円余（積立基金879億1,710万円余から減債基金のうちの満期一括勘定分24億6,456万円余を控除した額）となり、前年度に比べ67億7,490万円余（ 7.3%）減少した。



[参考]

満期一括勘定 : 満期一括勘定とは、減債基金のうち満期一括償還方式（償還期限の満了する日に元金を一括して償還する方式）の県債の償還の財源に充てるための積立金であり、島根県減債基金条例（昭和39年条例第32号）で平成18年9月に設置されたものである。

この積立金は他の目的での取り崩しができないこととされているものであり、国の地方財政状況調査上では「公債費」として計上される。

財政力指数 : 基本的な財政需要額に対する基本的な収入の割合により、財政の自主性、自由度を測る指標であり、指数が高いほど財政に自主性があるといえる。

経常収支比率 : 地方税や地方交付税といった経常一般財源が、人件費や公債費などの経常経費にどの程度充当されているかをみるもので、財政構造の弾力性を判断する指標である。この率が低いほど財政構造に弾力性があるといえる。

公債費負担比率 : 地方税や地方交付税などの一般財源がどの程度公債費に充当されているかをみることによって、公債費にかかる財政負担の大きさを判断する指標であり、率が低いほど財政負担が小さいと言える。

起債制限比率 : 地方債元利償還金に充当された一般財源のうち、地方交付税で措置されるものを除いたものの標準財政規模（元利償還金のうち交付税措置額を除く。）に対する割合で、交付税措置を加味した公債費による財政負担の実質的な割合を判断する指標である。この値が20%を超えると、一般単独事業債などの起債が制限されることとなる。

実質公債費比率：自治体収入に対する実質的な借金返済額の比率を示す。従来の起債制限比率には反映されなかった公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出金やPFIや一部事務組合等の公債費類似経費を算入するなど、自治体の財政実態をより正確に把握できる。

平成18年度からの地方債協議制移行にあわせ、市場の信頼や公平性の確保、透明化、明確化等の観点から導入された元利償還費の水準を測る新たな指標である。

実質公債費比率が18%以上になると、地方債の発行に当たって総務大臣の許可を得る必要があり、また、公債費負担適正化計画の策定が義務づけられ、早期是正措置を講ずる必要がある。なお、実質公債費比率が25%以上になると実質的に県債発行が制限される。

## 第2 審査意見

### 1 総括意見

平成18年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算に係る計数は、決算書、同付属書、関係諸帳簿及び証拠書類等を照合審査した結果、正確であることを確認した。

また、予算の執行、会計及び財産に関する事務については、おおむね適正に行われているものと認めた。

### 2 付帯意見

平成18年度の決算について、次のとおり意見を述べる。

#### (1) 財政運営について

平成18年度決算審査を行った結果、歳入総額は5,403億円余で前年度に対し3.9%減少し、歳出総額は5,258億円余で前年度に対し4.3%減少しており、歳入・歳出規模は、平成14年度以降5年連続で減少している。

経常収支比率は、対前年度比で5.5ポイント増の94.1%に達し、過去15年間で最悪の水準となっている。また、実質公債費比率は18.1%となっており、国の地方債発行許可基準の18%を超えた。

県財政は、県税などの自主財源に乏しく、地方交付税をはじめとして収入の多くを国に依存する財政構造にあり、平成16年度には、国の地方財政対策を受けた地方交付税の大幅な削減によって、構造的収支不足が450億円程度と見込まれ、そのまま推移すれば、平成18年度にも基金が枯渇し、財政再建団体への転落が避けられない状況となった。

県では、このような財政危機を克服するため、平成16年10月に「中期財政改革基本方針」を策定し、定員削減や給与カットによる職員給与費の削減、公共事業費の削減、事務事業の見直しによる歳出の削減などの財政改革に取り組み、平成18年度末で309億円の収支改善が図られたところである。

しかしながら、「骨太の方針2006」など国・地方を通じた歳出・歳入一体改革による地方交付税の更なる削減などにより、本県では今後も200億円台後半の収支不足が見込まれ、一段と厳しい財政運営を余儀なくされている。

このような危機的な財政状況に対処するため、本年10月には「財政健全化基本方針」を策定し、平成20年度から平成23年度までの4年間を集中改革期間として抜本的な改革を実行し、毎年度発生する200億円台後半の収支不足を平成23年度には50億円程度に縮小するとともに、おおむね10年後において130億円程度の基金を確保しつつ収支均衡を目指すこととされている。

については、これからの財政改革は、これまでよりなお一層困難なものと予想されるが、財政健全化は本県が将来にわたり持続的に発展していくための大前提であり、このたびの「財政健全化基本方針」に定める改革に総力を挙げて取り組まれない。

また、改革を進めるにあたっては、県民に危機的な財政状況や財政健全化への道筋をわかりやすく説明するなど、その影響を大きく受けることとなる県民の理解を得ながら取り組まれない。

なお、現行の地方公共団体の再建法制を抜本的に見直した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が本年6月に成立したところであり、この法律に基づく財政指標の整備とその開示等に適切に対応されたい。また、地方公共団体における複式簿記の考え方を導入した公会計の整備が要請され、その一環として貸借対照表や行政コスト計算書などの財務書類の作成が求められており、十分研究のうえ早期作成に努められたい。

#### (2) 会計及び財産に関する事務について

収入未済額の縮減について

平成18年度の収入未済額は、現年度分10億9,043万円余、過年度分27億416万円余、総額37億9,460万円余で、前年度に比べ5億7,365万円余（17.8%）増加している。

収入未済の主なものは、次のとおりであるが、厳しい財政状況の中、収入の確保は喫緊の課題であり、滞納理由等を調査のうえ、債権管理マニュアル等により、実態に応じた適切な収納対策を講じて、引き続き収入未済額の縮減に努められたい。

また、納期内に納付されなかったものについては、納期限経過後の初期段階で督促等の適切な対応を行い、新たな収入未済の防止に努められたい。

ア 県税

県税については、加算金を含め総額で11億8,963万円余の収入未済額があり、その額は前年度に比べ3,767万円余増加している。

これは、法人事業税の1企業による多額の修正申告に伴う収入未済分や軽油引取税の徴収猶予措置に伴う未納分という特殊要因によるものであり、主要な税である個人県民税や自動車税については、収入未済額が縮減し、全体の徴収率も97.9%で、前年度に比べ0.1ポイント上昇している。

県税は自主財源の根幹をなすものであり、徴収を確保することは極めて重要であるので、今後とも滞納状況等の的確な把握に努め、催告、差押、公売等実態に応じた徴収対策の実施や、今後予定されている電子収納、コンビニでの納付等多様化した納税方法の活用を進め、収入未済額の縮減に努められたい。

県 税 の 状 況

(単位：千円・%)

区 分	16年度	17年度	18年度	増減( )額	増減率
調 定 額	59,387,026	61,348,775	62,597,507	1,248,732	2.0
収 入 済 額	57,965,811	60,024,415	61,302,292	1,277,877	2.1
個人県民税	9,382,185	9,555,939	10,325,615	769,676	8.1
法 人 事 業 税	14,309,496	16,393,178	16,947,744	554,566	3.4
自 動 車 税	9,151,420	9,394,146	9,212,744	181,402	1.9
そ の 他	25,122,710	24,681,152	24,816,189	135,037	0.5
不 納 欠 損 額	136,268	172,402	105,584	66,818	38.8
収 入 未 済 額	1,284,947	1,151,958	1,189,631	37,673	3.3
個人県民税	523,183	485,512	440,145	45,367	9.3
法 人 事 業 税	175,779	118,017	174,015	55,998	47.4
自 動 車 税	349,402	339,687	294,307	45,380	13.4
そ の 他	236,583	208,742	281,164	72,422	34.7
徴 収 率	97.6	97.8	97.9	-	-

注：(1) 調定額、収入済額、不納欠損額及び収入未済額には加算金を含む。

(2) 増減額及び増減率は、18年度の対前年度比である。

イ 中小企業近代化資金貸付金

中小企業近代化資金貸付金については、21億8,540万円余の収入未済額があり前年度に対し34.0%増加している。

なお、この中には平成17年度に発生した特定小売業店舗共同化資金貸付金に係る大型商業施設の民事再生申立等に伴う収入未済額11億6,219万円余及び平成18年度に発生した共同店舗の破産申し立て等に伴う収入未済額6億1,843万円余が含まれており、これらを除く収入未済額は、4億477万円余で、前年度に比べ3,009万円

余(6.9%)減少している。

今後とも、債権管理に万全を期し、適切に債権の回収を図るとともに、新たな貸付に当たっては適切に審査のうえ、貸付後のきめ細かな診断・助言の実施など事後指導を徹底し、延滞の未然防止に努められたい。

#### 中小企業近代化資金貸付金の状況

(単位：千円・%)

区 分		16年度	17年度	18年度	増減( )額	増減率
貸付金	件 数	140	133	174	41	30.8
元利収入	調 定 額	3,918,922	5,417,478	5,199,181	218,297	4.0
収 入 済 額		2,452,385	3,786,657	3,013,775	772,882	20.4
不 納 欠 損 額		934,276	0	0	0	-
収 入 未 済 額		532,261	1,630,821	2,185,406	554,585	34.0
	現 年 度 分	1,600	1,195,947	618,437	577,510	48.3
	過 年 度 分	530,661	434,874	1,566,969	1,132,095	260.3
徴 収 率		62.6	69.9	58.0	-	-

注：(1) 16年度の不納欠損額は、株式会社産業再生機構への債権の売却に伴う損失分である。

(2) 16年度の不納欠損額を除いた場合の徴収率は、82.2%である。

(3) 17年度の民事再生申立等に伴う延滞分を除くと、17年度の徴収率は89.5%である。

(4) 17年度の民事再生申立等に伴う延滞分及び18年度の破産申し立て等に伴う延滞分を除くと、18年度の徴収率は、87.3%である。

(5) 増減額及び増減率は、18年度の対前年度比である。

#### ウ 母子・寡婦福祉資金貸付金

母子・寡婦福祉資金貸付金については、1億7,579万円余の収入未済額があり、前年度に対し4.7%増加しており、徴収率は51.6%であり年々低下している。

については、償還業務を平成17年度の組織改正により本庁、西部福祉事務所に集約されたことが、債権回収低下の一因とも考えられることから、適切に債権が確保されるよう体制を検討されたい。

また、滞納者の生活状況等を早期に把握し、償還方法を変更するなど、滞納者に応じたきめ細かな償還指導により収入未済額の縮減に努められたい。

#### 母子・寡婦福祉資金貸付金の状況

(単位：千円・%)

区 分		16年度	17年度	18年度	増減( )額	増減率
貸付金	件 数	43,694	44,188	43,481	707	1.6
元利収入	調 定 額	367,594	364,497	362,939	1,558	0.4
収 入 済 額		200,469	194,983	187,144	7,839	4.0
不 納 欠 損 額		904	1,554	0	1,554	100
収 入 未 済 額		166,221	167,960	175,794	7,834	4.7
	現 年 度 分	19,714	21,364	24,471	3,107	14.5
	過 年 度 分	146,507	146,596	151,323	4,727	3.2
徴 収 率		54.5	53.5	51.6	-	-

注：増減額及び増減率は、18年度の対前年度比である。

会計事務の適正な執行について

定期監査において、支出負担行為を整理する時期が適当でないもの、契約書の記載内容が適当でないもの、予定価格の積算根拠が不明確なもの、履行の検査が適当でないものなど、基本的な会計事務について不適切な執行が見受けられた。

これは、会計関係諸規定の理解不足やチェックが不十分であることに起因しているものと考えられる。

については、職員の自己啓発はもとより、研修を含む会計事務の指導充実、単語検索機能を備えた使いやすい会計事務処理マニュアルのシステム開発など、厳正な会計事務の執行の確保に向けた環境整備に努められたい。

歳入の早期確保について

平成18年度の資金収支については、国から地方交付税が交付される6月、9月、11月の一定期間以外はほとんどの期間が赤字となっており、収支不足については基金の運用により対応されている。

しかしながら、このような資金収支の状況にもかかわらず、収入調定の遅延、納入通知書の発行の遅延、納期内収入の取組みの不徹底、国庫補助金等の概算払請求の遅延など、歳入の早期確保へ向けた取組が不十分な状況である。

これは、県が厳しい財政状況にあるにもかかわらず、資金収支に対する職員の認識不足に起因するものと考えられる。

については、出納局及び各部(局)において、職員に対し資金収支の現状について周知するとともに、歳入の早期確保について意識改革を図られたい。

普通財産の有効活用について

平成16年度の行政監査において、普通財産の有効活用を図るため、売却、譲与等の処分等について、集中的に取り組むよう要請したところである。

平成18年度に、管財課に県有財産活用推進スタッフを配置し、財産の有効活用に向けた体制を強化することなどにより、次表のとおり普通財産1,223千㎡のうち215千㎡について売却、譲与を行うなど処分に努力されたが、依然として多くのものが残っている。

については、引き続き各財産ごとにその有効活用について検討し、売却することが適当な財産については、一般競争入札の一元的な実施や導入予定のインターネット公売など、処分に向けた取組を積極的に行われたい。

普通財産の処分等の状況

(単位：千㎡)

区 分	土 地			建 物			
	16年度	17年度	18年度	16年度	17年度	18年度	
年度当初面積	1,474	1,279	1,223	44	56	61	
年度中処分面積	322	148	215	18	11	30	
内 訳	売 払	18	21	63	8	6	10
	交 換	1	0	69	0	0	1
	譲 与	20	119	59	0	2	14
	分 類 替	283	8	24	0	0	1
	解 体 撤 去	-	-	-	10	3	4

- 注：(1) この表に掲げる普通財産には、職員宿舎を含まない。  
 (2) 年度当初面積は、行政財産の用途廃止等による増加分を含む。  
 (3) 年度中処分面積は、県の組織の中で所管換・所属替されたものを除く。

(4) 分類替は、普通財産から行政財産へ分類替されたものである。

## 公 告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成19年12月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所	登録有効 期限
島肥登 第396号	混合有機質肥料	混合有機質肥料	窒素全量 3.0 りん酸全量4.0 加里全量 2.0	公定規格のと おり	株式会社地力の素舎 島根県松江市玉湯町玉 造1420番地 7	平成22年 12月21日

## 人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月25日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第33号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	(2) 園長	3.0	を
	(3) 自立支援グループに属する職員（前記(1)に掲げる職員を除く。）		
	(4) 前記(1)から(3)までに掲げる職員以外の職員	1.5	

(2) 自立支援グループに属する職員（前記(1)に掲げる職員を除く。）	3.0	に改める。
(3) 園長	1.0	

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

## 人 事 委 員 会 訓 令

島根県人事委員会訓令第1号

事務局

職員の勤務時間に関する規程（平成元年島根県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成19年12月25日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

第3条を削る。

附 則

この訓令は、平成20年1月1日から施行する。